〈定期刊行物レビュー〉

保険

〇保険法施行に伴う損害保険約款の改定と実務の対応

- 自動車保険・火災保険・傷害保険を中心に- (山下 信一郎)

(生命保険論集 第175号 2011.6: 生命保険文化センター)

昨年4月1日に施行された保険法は、保険契約者等を保護することを目的として片面的強行規定(法の規定よりも保険契約者等に不利な約定を無効とする効力を有する規定)を有している。この法律に対応するため、損害保険各社は、販売中の保険商品のほぼ全ての普通保険約款および特約条項等の改定を実施したと見込まれている。

本項では、自動車、火災、傷害の主に個人向け保険商品における告知義務、通知義務、免責事由、契約解除、保険金支払時期、重複保険および先取特権等の項目について、三井住友海上社の約款等の条文(改定前と改定後)および実務における対応を概説し、改定趣旨およびその考え方を解説している。

〇保険法第 20 条「重複保険」の保険金支払実務への影響(松浦 秀明)

(損害保険研究 第 73 巻 第 1 号 2011.5:損害保険事業総合研究所) 本稿では、保険法 20 条「重複保険」の導入により、保険金支払実務に関して生じた影響に関して、その影響への対応方法等も含めて解説している。

火災保険等の保険種目で複数の保険契約がある場合に、商法の規定を踏まえ按分支 払方式として契約している全社に保険金請求する必要があった。しかし、保険法 20 条により全額支払方式に変更され^(注)、保険金請求者が 1 社に対して支払責任額の全 額を請求することが可能となり、全社に請求する手間が省けることになったとしてい る。さらに、重複保険会社の 1 社が破綻した場合でも、破綻していない保険会社の契 約に全額請求することにより破綻の影響を避けることが可能となったとしている。

一方、全額支払方式への移行により生じた問題として、付随的な保険金等の請求漏れの可能性がある点をあげ、按分支払方式では重複全社に請求することが必要であるが、全額支払方式では1社への請求で済むため、重複他社での付随的保険金等の請求が漏れる可能性が高くなったとしている。また、臨時費用保険金等を対象とする契約と対象外とする契約が重複する場合に、保険金請求の順序により、支払額に差が出る可能性がある点も指摘している。

筆者は損害保険会社の社員であるが、続いて、その所属する保険会社が行っている、これらの問題への対応策について解説している。保険金請求漏れの可能性への対応として、同社に先に保険金請求がなされた場合、保険金請求者に対して他の保険契約から保険金が支払われる可能性があるため重複他社への連絡を推奨する旨を案内し、重複他社からは保険契約内容を確認する。一方で、保険契約者から重複他社に保険金請求がなされた場合には、求償の関係で他社から連絡を受けた時点で保険金請求者に対

して所与の確認を行うことにしている。保険金の請求順序により支払額が異なる可能性への対応としては、実際の保険金の請求順序にかかわらず、保険金の合計支払額が最大になる保険金の請求順序によって算出した保険金を支払う運用を行うとしている。

最後に、生命保険商品と重複した場合の取扱いについても説明し、保険法施行による保険金支払実務等への影響に対しては、損害保険会社だけでなく、共済、生命保険会社等業界の垣根を越え、可能な限り立法趣旨に沿った対応を行っていくことが必要と考えると結んでいる。

(注)保険法 20 条では、重複契約がある場合でも、保険者はてん補損害額の全額について保険給付義務を負うとし、按分した自己の負担額を超えて保険給付を行った保険者は他の保険者に対して求償権を有すると規定している。

〇統一料率と保険会社のインセンティブ

ー自賠責保険と地震保険が経営に与えた影響ー(米山 高生、諏澤 吉彦)

(損害保険研究 第73巻第1号 2011.5:損害保険事業総合研究所)

自賠責保険および地震保険がそれらの制度創設以来、被害者の救済に果たしてきた 社会的貢献については疑問の余地がない。しかしながら、被害者救済のためには、米 国のように市場的な解決を重んじた方法(例えば残余市場を用いた手法)から、市場 に依存せずに国家補償で解決する方法など多様な方法がある。

本稿では、統一的な保険料率を維持している自賠責保険と地震保険が、はたして市場や企業に適切なインセンティブを与えているのか否かについて、これら2つの保険が保険会社の収益性にどのような影響を持ったのかという観点から、日本の損害保険会社11社のデータを基に実証分析を行っている。また併せて、そのインセンティブが規制緩和の前後でどのように変化したかについても検証している。

具体的な実証分析は、自賠責保険と地震保険の販売等を説明変数として、収益性指標を被説明変数とする計量モデルを使用し、両保険の販売が収益性とどのような関係にあったのかを確認するという手法で行われている。

実証分析の結果については、自賠責保険は、保険会社の販売のインセンティブを提供するものではあるが、規制緩和前のように、自賠責保険以外の保険の収益貢献度を上回るものではなくなっていることが示されている。また地震保険については、現在の料率は損害保険会社が積極的に市場を拡大するようなインセンティブを持つものではないという分析結果を示し、地震保険を普及させることが社会的な要請であるとした場合には、制度的に更なる検討の余地があるのではないかとの提言がなされている。

銀行

〇社会保障・税に関する番号制度の検討状況と銀行への影響(安田 純子、山崎 大輔)

(地銀協月報 2011.5:全国地方銀行協会)

本稿は、政府・与党社会保障改革検討本部の実務検討会において検討が進められている社会保障・税に関する番号制度の内容、導入に際しての課題・問題点および金融 機関等への影響(メリデメおよび注視すべき点)等について解説したものである。

民間シンクタンクのコンサルタントである筆者は、本番号制度が、過去の住基ネット等の議論と比べ、利用目的・対象が明確であること等から反対議論が少ないとしながらも、政府のアンケート調査とは別の調査結果では国民の認知度が低く、国民理解・納得の醸成が必要であること、また、法定調書を扱う金融機関の実務運用に耐えられる業務設計が必要であることを課題に挙げている。

さらに、番号制度導入の影響として、顧客からの番号の通知を受けて法定調書等に 記載する作業の範囲・期限、番号の真正性の確認、番号と最新の住所情報との関連付 け等の問題を指摘している。

その上で、負担軽減に向けて注視すべき点として、顧客の番号告知を促進する制度 設計、番号の真正性の確認業務の既存の本人確認ルールの適用等の可否および番号の 保管・通知等制限の取扱と事務代行等の可否、最新の住所情報の把握と住基ネット等 既存情報基盤との連携、番号の活用を図るメリット向上策等の論点を説明している。

〇顧客ロイヤルティを最大化する「真実の瞬間」

~リテールバンキングは新たなステージへ~ (長谷部 智也)

(週間金融財政事情 2011.6.6:金融財政事情研究会)

本稿は、持続的成長の鍵となる顧客ロイヤルティを測定する NPS (ネット・プロモーター・スコア) の手法とリテールバンキング業務における NPS の活用方法について紹介したものである。

NPS は、顧客に「親友に弊社および弊社の商品・サービスを推薦する可能性はどの程度あるか?」という質問に対し点数をつけてもらい、点数の高い推奨者から点数の低い批判者の差分により NPS スコアを算出し、顧客ロイヤルティを測定する指標である。

筆者は、従来銀行で展開されている CS (カスタマー・サティスファクション) 施 策による CS スコアは財務的成果と相関性がないことを示したうえで、顧客ロイヤル ティの向上により取引年数の長期化、購入商品数の増加、顧客の紹介等がもたらされ、 結果として財務的成果の持続的成長につながると説明している。そして NPS の活用 においては、満足度と重要度から銀行と顧客との接点を分析し、顧客ロイヤルティを 高める接点については専門性の強化や迅速化のための IT 投資等への積極的取組が必 要としている。また、商品・サービス設計において顧客ロイヤルティ向上の視点での 工夫を行うこと、他行との差別化や長期取引を維持するために攻めと守りの双方の施 策を行うことが重要としている。

最後に、実際の NPS 導入にあたっては、顧客の声を生かすため各部門の責任と役割を明確にしたフィードバック・サイクルを綿密に設計すること、NPS の向上目標を経営計画に反映させること、NPS 向上を現場担当者の評価・表彰・インセンティブとリンクさせることが要諦であると結んでいる。

証券

〇「単体財務諸表に関する検討会議」報告書の概要(小賀坂 敦)

(月刊資本市場 No.310 2011.6: 資本市場研究会)

公益財団法人財務会計基準機構内に設置された「単体財務諸表に関する検討会議」 (以下「単体検討会議」) は、2011 年 4 月 28 日に報告書(以下「単体検討会議報告書」) を公表した。本稿では、単体検討会議の事務局を務めた筆者が、単体検討会議が設けられた経緯と単体検討会議報告書の概要について紹介している。

まず、企業会計審議会が 2009 年 6 月 30 日に「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を公表し、その中で、連結先行の考え方が示されたことを紹介している。連結先行とは、我が国では日本の会計基準と国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンス(収束・収斂)を進めているが、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して、連結財務諸表を機動的に改訂する方針であることを説明している。

続いて、単体検討会議は、このような企業会計審議会での審議内容を踏まえ、我が 国の単体財務諸表における国際会計基準とのコンバージェンスを当面どのように扱 うべきかについて考え方を集約することを目的に設置されたとしている。

さらに、単体検討会議報告書の概要として、単体財務諸表の会計基準がどういった 観点から作成されたものであるかを改めて明確にすべきではないか、単体財務諸表に ついては廃止を含む大幅な簡素化が必要ではないか等の総論的な意見を紹介してい る。このほか、開発費の資産計上、のれんの償却処理、退職給付会計、包括利益の表 示等の個々の会計基準に関する主な論点について取り上げている。

〇最近の金融・資本市場に関する制度整備(森本 学)

(証券レビュー 第51巻第6号 2011.6:日本証券経済研究所)

本著は金融庁総務企画局長である筆者が行った講演の記録である。講演では金融庁が国会に提出している金融商品取引法等の改正法案(別名:金融成長戦略法)を軸に、金融制度整備についてわかり易く解説されている。

前半は金融制度整備が政府の新成長戦略の「金融戦略」に位置づけられていること や金融戦略におけるアクションプランの主な施策を説明し、後半は改正法案に盛り込 んだ内容を具体的に取り上げ金融庁の最近のアプローチや考え方を解説している。

筆者は今回提出された改正法案には二つの特徴があり、一つは規制緩和色が強いこと、もう一つは投資家保護の強化をしていることだとする。

規制緩和は市場および金融取引活性化を促すための思い切った緩和と実態を踏ま えたきめ細かい緩和に分かれると言う。筆者は前者の例としてライツ・オファリング (新株予約権無償割当による増資)に係る開示制度等の緩和、および英文開示を認め る対象範囲の拡大を、後者の例として資産流動化スキームに係る規制の弾力化を挙げ て、それぞれの項目について具体的な改正内容を説明している。

投資家保護強化の例では無登録業者による未公開株の取引の規制を挙げ、無登録業者が未公開株を売りつけた場合の取引は原則無効とする規定を設けたこと、この規定が消費者委員会や弁護士会から高い評価を受けていることを紹介している。

筆者は最後に改正法案が順調に成立するよう期待していることを述べるとともに、 参加者に対して法律成立後は円滑な施行のために理解を賜りたい、として講演を終え ている。